

電気通信大学特命教授に関する規程

平成24年 4月25日

改正

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）の教育研究活動をより一層推進することを目的として、本学を退職した教授で非常勤職員として採用される者（以下「特命教授」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(資格及び対象者)

第2条 特命教授とは、本学教授の職にあった者で、定年により本学を退職した者のうち、教育研究に豊富な経験と高い実績を有し、本学の教育研究活動のより一層の発展に寄与できる者をいう。

2 特命教授として採用できる者は、当該年度に定年により本学を退職する予定の教員で、現に定年退職時までに学位取得の見込みがない博士後期課程の学生を指導している主任指導教員のうち、在職中に所定の手続きを経た者とする。

(職務内容)

第3条 特命教授は、次の各号に定める職務に従事する。

- (1) 大学院博士後期課程学生の教育研究指導。ただし、主任指導教員となることはできない。
- (2) 本学からの要請に基づく、大学院又は学域の授業の担当。ただし、1年度毎に1科目に限る。
- (3) 本学からの要請に基づく、大学又は部局が開催する行事などへの助言。

(選考)

第4条 特命教授の選考は、研究科から提出された申請書に基づき、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(勤務時間)

第5条 特命教授の勤務時間は、週4時間以内又は1か月20時間以内の範囲で設定する。

(給与)

第6条 特命教授の本給は、月額30,000円とする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、特命教授の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。